

滋賀県国民健康保険の制度改革について

1 趣旨等

- ・H30年度から都道府県が県内市町村とともに、国民健康保険の運営を担う
都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
都道府県は都道府県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進
都道府県は、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定することや、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うことにより、国保財政の収入と支出を管理

2 これまでの経過

- | | | |
|-------|----------------------|--|
| H27年度 | H27. 5. 29 | 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」公布 |
| | H27. 6 | 市町等との連携会議(滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会)を設置し、以降、協議・検討(現在継続中) |
| | 2月定例会議 | 県国民健康保険財政安定化基金条例の成立 |
| H28年度 | 9月定例会議 | 県国民健康保険運営協議会条例の成立 |
| | H29. 3. 23 | 県国民健康保険運営協議会(国保改革概要の説明) |
| H29年度 | H29. 5. 17 | 厚生・産業常任委員会(運営方針案を報告) |
| | H29. 5. 30
～6. 30 | 運営方針(案)を、市町に意見照会および県民政策コメント |
| | H29. 7. 6 | 県国民健康保険運営協議会(運営方針案を審議) |
| | H29. 8. 9 | 厚生・産業常任委員会(意見照会等を反映した運営方針案を報告) |
| | H29. 8. 17 | 県国民健康保険運営協議会(運営方針答申) |
| | H29. 8. 31 | 運営方針の策定・公表 |
| | H29. 10. 3 | 厚生・産業常任委員会(H29年度の納付金等の試算状況を報告) |
| | H29. 10. 17 | 県国民健康保険運営協議会(納付金算定方法の審議) |
| | H29. 11. 28 | <u>H30年度 納付金・標準保険料率の仮係数による算定</u> |
| | 11月定例会議 | 県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例案提案 |

3 今後の予定

- | | | |
|-------|-------------|--|
| H29年度 | H29. 12. 28 | 国から納付金等の算定に必要な確定係数の通知 |
| | H30. 2. | H30年度 納付金・標準保険料率の確定係数による算定 |
| | 2月定例会議 | 県国民健康保険事業特別会計予算案、県国民健康保険財政安定化基金条例改正案等の提案 |
| H30年度 | H30. 4. 1 | 県が国保の財政責任を担う新制度へ移行 |

4 H30年度 納付金および保険料の仮係数での算定

(1) 仮係数での算定の主な前提条件

- ①一人当たり医療費の増減率 + 3. 1%
- ②追加公費 (H30年度～) 全国約 1, 500 億円規模分を反映
- ③診療報酬改定率 「増減なし」 (確定係数による算定時に修正)
- ④医療費指数反映係数 $\alpha = 0$
- ⑤所得係数
 - 一般(医療)納付金分 $\beta = 0. 974$
 - 後期高齢者支援金等納付金分 $\beta = 0. 962$
 - 介護納付金納付金分 $\beta = 0. 935$
- ⑥激変緩和措置 約 4. 3 億円

H30年度の一人当たり納付金額(仮係数)とH28年度の一人当たり納付金額(決算ベース)を比較した上で、措置対象とする一定割合(自然増等+ α)を設定。

- ・自然増等 + 2. 473%

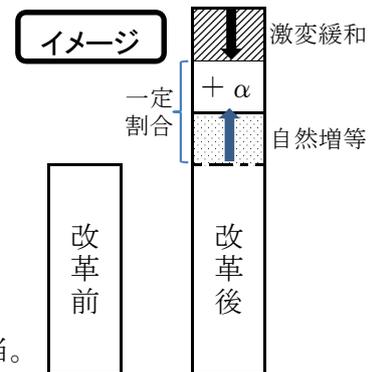
医療費、後期高齢者支援金、介護納付金等の制度改革以外の要因による納付金額の増加分。

- ・+ α 0%

納付金制度の導入による増加分の一部。国ガイドラインでは0. 5～2. 0%を例示。

改革初年度において極力激変を生じさせない観点から「0%」を設定。

- ・財源 激変緩和用の国交付金と特例基金を充当。



(2) 仮係数での算定結果の概要

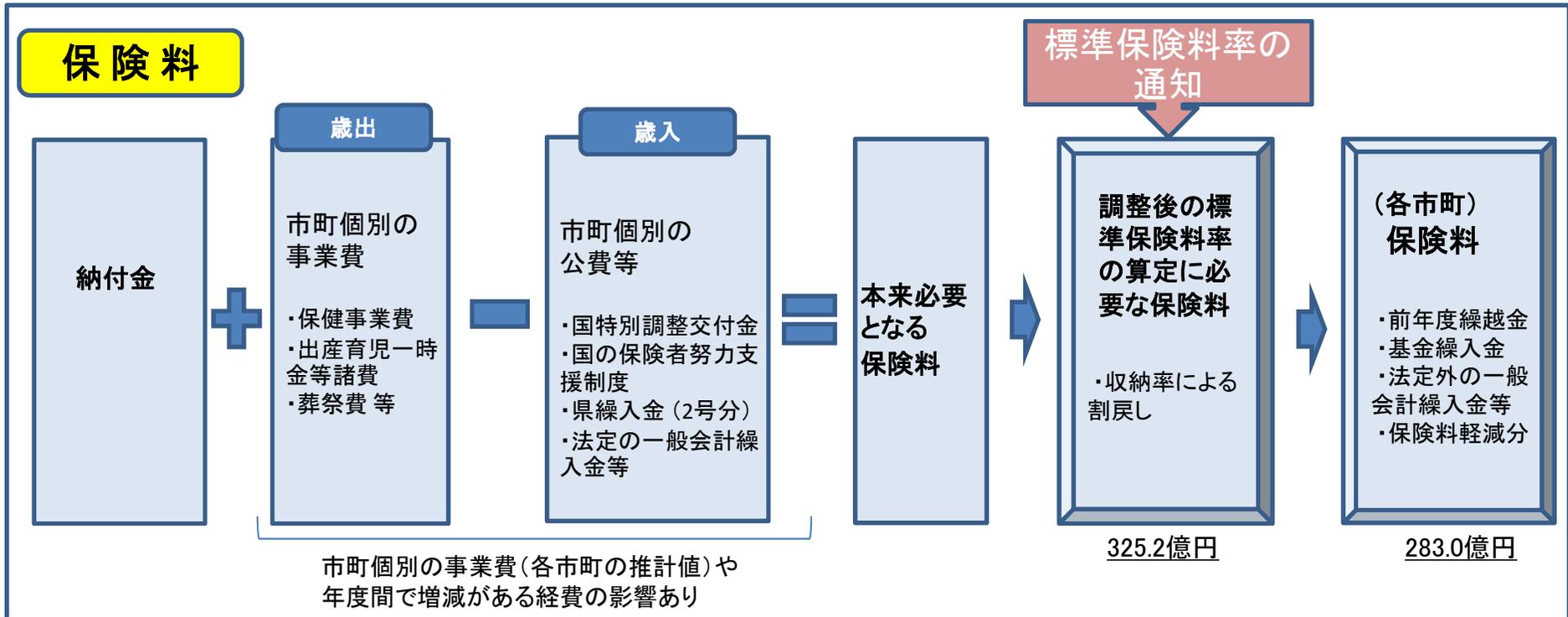
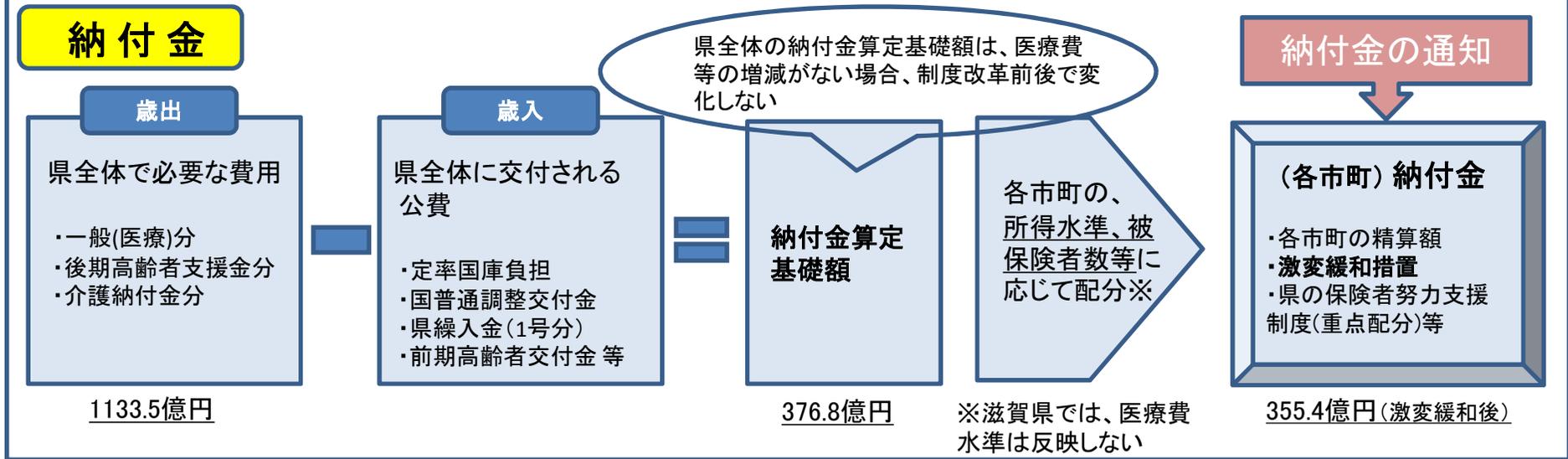
(単位:億円)

	県全体で必要な費用 (納付金の対象)	納付金算定 基礎額	納付金総額 (激変緩和 前)	納付金総額 (激変緩和 後)	調整後の標準保険料の 算定に必要な保険料総額	保険料総額
一般(医療) 納付金分	915.3	257.4	251.6	248.2	222.5	192.3
後期高齢者支援金等 納付金分	163.0	89.5	81.8	81.0	77.9	68.7
介護納付金 納付金分	55.2	30.0	26.2	26.1	24.8	22.1
合計	1,133.5	376.8	359.7	355.4	325.2	283.0

※退職被保険者分を含んでいない。

端数調整の関係で内訳と合計が一致しない場合あり。

納付金・保険料の算定過程



※各数値は市町合計額。退職被保険者分は含んでいない。

一人当たり納付金の算定結果(仮係数)

市町名	激変緩和前			激変緩和後	
	H28年度	H30年度	増減率(%)	H30年度	増減率(%)
	(円)	(円)	単年度換算	(円)	単年度換算
大津市	118,815	123,708	2.04	123,708	2.04
彦根市	117,514	122,913	2.27	122,913	2.27
長浜市	118,811	119,646	0.35	119,646	0.35
近江八幡市	113,527	119,636	2.66	119,211	2.47
東近江市	109,589	117,993	3.76	115,076	2.47
草津市	122,922	133,063	4.04	129,077	2.47
守山市	116,784	126,420	4.04	122,632	2.47
野洲市	119,603	131,385	4.81	125,592	2.47
湖南市	113,945	115,678	0.76	115,678	0.76
甲賀市	119,964	126,409	2.65	125,971	2.47
高島市	119,812	117,915	▲ 0.79	117,915	▲ 0.79
米原市	109,963	120,568	4.71	115,469	2.47
栗東市	125,331	132,901	2.98	131,607	2.47
日野町	103,310	123,601	9.38	108,483	2.47
竜王町	126,173	131,286	2.01	131,286	2.01
愛荘町	118,251	121,119	1.21	121,119	1.21
豊郷町	119,834	119,036	▲ 0.33	119,036	▲ 0.33
甲良町	118,375	108,898	▲ 4.09	108,898	▲ 4.09
多賀町	111,664	121,844	4.46	121,484	4.30
市町平均	117,620	123,552	2.49	122,072	1.87

激変緩和前の概要

- ・ +2.473%(一定割合)以上増加 10市町
⇒激変緩和の対象
近江八幡市、東近江市、草津市、守山市、野洲市、甲賀市、米原市、栗東市、日野町、多賀町
- ・ +0~2.473%未満増加 6市町
大津市、彦根市、長浜市、湖南市、竜王町、愛荘町
- ・ △減少 3市町
高島市、豊郷町、甲良町

各市町の一人当たり納付金に差が生じる要因

- ・ 納付金算定に各市町の所得水準を反映
- ・ 国交付金等の算定方法の変更
- ・ 過去に交付された公費の精算金
- ・ 過去に貸付を受けた広域化等支援基金への返還金
(激変緩和の対象外)

一人当たり納付金については、一般(医療)分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分とも一般被保険者数で除して算出している。

一人当たり保険料の算定結果(仮係数)

市町名	H29年度 (円)	H30年度 (円)	H29年度とH30年度の比較		所得(賦課限度額 考慮後)(医療分) (円)
			差額 (円)	増減率(%)	
大津市	114,485	119,498	5,013	4.38	557,567
彦根市	112,366	113,917	1,551	1.38	535,443
長浜市	111,829	109,465	▲ 2,364	▲ 2.11	539,762
近江八幡市	114,238	116,344	2,106	1.84	529,127
東近江市	109,241	113,528	4,287	3.92	560,394
草津市	119,054	122,305	3,251	2.73	659,589
守山市	114,825	118,760	3,935	3.43	600,698
野洲市	123,155	124,722	1,567	1.27	602,014
湖南市	111,024	108,452	▲ 2,572	▲ 2.32	566,022
甲賀市	112,909	117,041	4,132	3.66	571,541
高島市	109,069	102,676	▲ 6,393	▲ 5.86	514,868
米原市	106,237	103,772	▲ 2,465	▲ 2.32	518,721
栗東市	129,101	130,639	1,538	1.19	626,596
日野町	106,367	106,736	369	0.35	538,632
竜王町	125,448	134,239	8,791	7.01	624,737
愛荘町	115,771	117,180	1,409	1.22	549,562
豊郷町	99,065	101,953	2,888	2.92	464,682
甲良町	91,016	83,053	▲ 7,963	▲ 8.75	436,270
多賀町	109,327	120,835	11,508	10.53	559,953
市町平均	113,955	116,078	2,123	1.86	565,155

概要

- ・ **+2%以上増加 8市町**
大津市、東近江市、草津市、守山市、甲賀市、竜王町、豊郷町、多賀町
- ・ **+0~2%未満増加 6市町**
彦根市、近江八幡市、野洲市、栗東市、日野町、愛荘町
- ・ **△減少 5市町**
長浜市、湖南市、高島市、米原市、甲良町

各市町の一人当たり保険料に差が生じる要因

- ・ 所得水準など納付金に差が生じる要因の影響
- ・ 各市町によって取組の異なる保健事業等の事業費
- ・ 各市町の取組みに応じて交付される公費
- ・ 各市町の保険料収納率

保険料は、法定外繰入等後・保険料軽減後の一人当たりの数値である。

H29年度は、H28年度とH30年度から算定した推計値である。

一人当たり保険料については、推計した保険料総額を被保険者数で除して算出した理論値であり、実際に市町が賦課する保険料とは異なる。

一人当たり保険料については、一般(医療)分、後期高齢者支援金等分は一般被保険者数で、介護納付金分は介護2号被保険者数で除して算出している。